構造改革特別区域計画

１．構造改革特別区域計画の作成主体の名称
　　甲賀市

２．構造改革特別区域の名称
　　甲賀市給食外部搬入特区

３．構造改革特別区域の範囲
　　甲賀市の全域

４．構造改革特別区域の特性
　　甲賀市（以下「本市」という。）は平成 16 年 10 月 1 日、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町が合併し誕生した。
　本市は滋賀県東南部に位置し、大阪、名古屋まで 100 ㎞圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にある。本市の東南部は、標高 1,000ｍを超える山々が連なる鈴鹿山脈により、西南部は信楽盆地とこれらに続く丘陵性山地により各々三重県、京都府に接している。
　　人口は令和 5 年 4 月 1 日現在で 88,865 人となっており、平成 17 年の 93,853 人をピークに減少しているが、核家族化や女性の社会進出、就労形態の多様化に伴い、保育サービスに対するニーズは増加・多様化する一方である。特に、3 歳未満児の保育ニーズは増加していることから、増加・多様化する保育ニーズに対応するべく、保育所・認定こども園における保育サービス、子育て支援施策の充実を図っていく必要がある。

５．構造改革特別区域計画の意義
　　本特例措置を活用し、既存の公立保育所 2 園及び公立幼保連携型認定こども園 2 園（令和 6 年 4 月 1 日付で既認可の公立保育所の 2 園が現園舎を活用した公立幼保連携型認定こども園に移行）の計 4 園の給食を甲賀西保育園において一括して調理を行い、外部搬入を実施することにより、給食にかかる経費の削減を図り、節減された経費を多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に充てることが可能となる。
　　また、食材の一括購入を通して、地元産の食材を積極的に取り入れ、本市の食育推進計画に基づき、地産地消の推進、地域の活性化を図るとともに、正しい食習慣など生活の基礎を身につけさせることができる。

６．構造改革特別区域計画の目標

①甲賀西保育園で大野保育園、甲賀北保育園、大原こども園及び油日こども園の食材も合わせて一括購入し、調理を行った上で外部搬入を実施することにより、経費を節減し、保育所・認定こども園の効率的な運営を図る。

②体調不良児及びアレルギーを持つ子どもへの対応として、保護者・保育者が連携をとり、個々に応じた食材を調整・調理をし、安心・安全な給食を提供する。

③食育推進計画に基づき、集団生活の中で共通の食事を摂ることにより、栄養バランスのよい食事、食事のマナー、衛生意識等を学ぶことで正しい食生活を身につけさせ、また地元食材を活用することにより、安心・安全でおいしい給食を提供し、地産地消を促進する。

７．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

①給食の外部搬入方式の実施により、節減される経費を保育所・認定こども園の効率的な運営や多様化する保育ニーズに合わせた保育サービスの充実に充てることができる。

②地元食材を使った給食に親しむことにより、地産地消への理解を深めることができる。

③保育所・認定こども園、栄養士、調理師が連携し、離乳食期及び食物アレルギー対応等の配慮を行うことにより、保護者が安心して子どもを預けられる子育て環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する。

８．特定事業の名称

920　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

別　紙

１．特定事業の名称

920　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

２．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

甲賀市大野保育園

甲賀市甲賀北保育園

甲賀市立大原こども園

甲賀市立油日こども園

３．当該規制の特例措置の適用の開始の日

・甲賀市公立保育所

甲賀市大野保育園　　　　　平成 30 年 12 月 20 日

甲賀市甲賀北保育園　　　　平成 30 年 12 月 20 日

・甲賀市立幼保連携型認定こども園

甲賀市立大原こども園　　令和 6 年 4 月 1 日

甲賀市立油日こども園　　令和 6 年 4 月 1 日

４．特定事業の内容

大野保育園、甲賀北保育園、大原こども園及び油日こども園の 3 歳未満児の給食を近隣の甲賀西保育園において一括して調理を行い、各園へ搬入することにより、調理員の配置や材料購入等の合理化を図る。

５．当該規制の特例措置の内容

①給食の外部搬入の実施にあたっては「保育所における食事の提供について（平成 22 年 6 月 1 日付雇児発 0601 第 4 号)」の留意事項を遵守する。

②保育所・認定こども園における調理室の面積及び調理設備は以下のとおりであり、再加熱に必要なガス台、保存のための冷蔵庫、配膳台等必要な設備が配置されている。

〈搬入先保育所・認定こども園調理室の概要〉

園名	大野保育園	甲賀北保育園	大原こども園	油日こども園
調理室面積	21.3　㎡	20.0 ㎡	35.0 ㎡	12.0 ㎡
調理設備	ガステーブル、流し台、配膳台、炊飯器、冷蔵庫、冷凍庫、包丁まな板殺菌庫、食器消毒保管庫	ガステーブル、流し台、配膳台、炊飯器、冷蔵庫、冷凍庫、包丁まな板殺菌庫	ガステーブル、流し台、配膳台、炊飯器、冷蔵庫、冷凍庫、包丁まな板殺菌庫、食器消毒保管庫、回転釜、魚焼き器	ガステーブル、流し台、配膳台、炊飯器、冷蔵庫、冷凍庫、食器消毒保管庫

③外部搬入方式による給食は、現在は各園とも2歳児からの受入れとなっていることから、当面は2歳児について実施することとし、0・1歳児の受入れを開始する場合には、0・1歳児も対象に実施することとする。また、栄養士が献立を作成し、毎月の献立会議によって、園児の年齢に応じた調理ができるよう、栄養士と調理師等が調理方法等についての意思統一を図る。

大野保育園、甲賀北保育園、大原こども園及び油日こども園のアレルギー児については、事前に保護者から提出してもらっているアレルギー連絡表をもとに、搬入先の保育士・保育教諭が園児の様子を確認したうえで、栄養士と甲賀西保育園調理師が連携を取りながら提供する。アレルギー食については、甲賀西保育園で代替食を調理し搬入する。

また、体調不良児等に対しては、子どもの健康支援並びに疾病等への対応のため、原則帰宅、休養の対応をさせている。しかし、体調不良等が見られる園児の保護者へ連絡をし、昼食前に迎えが間に合わない場合においては、搬入された給食の食材の除去及び分量調整等を、看護師や栄養士に適宜相談しながら、園所属の保育士・保育教諭が対応することとしており、体調不良児等の状況に応じた適切な給食を提供する。

④調理方式は、調理実施園の甲賀西保育園調理室から最終配送先の甲賀北保育園までの配送時間は約55分のため、食材を調理後、保温性の高い食缶に入れ、専用のケースを使用し、給食配送車で搬入する。搬入先での再加熱は行わない。

⑤外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業

務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号)」第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号)」を遵守する。

〈搬入元甲賀西保育園給食調理室の概要〉

調理室面積	90.47 ㎡
職員数	調理師（員）6名　配送員1名
設備	流し台、炊飯器、配膳台、冷凍冷蔵庫、食器消毒保管庫、洗米器、包丁まな板殺菌庫、回転釜、真空冷却器、フライヤー、ガステーブル、スチームコンベクションオーブン、テーブル型冷蔵庫、食器洗浄機、牛乳保冷庫

〈給食の配送計画〉

10:30　甲賀西保育園（10:20　調理完了）
　　↓
10:38　油日こども園（11:10　喫食）
　　↓
10:50　大原こども園（11:10　喫食）
　　↓
11:10　大野保育園　（11:20　喫食）
　　↓
11:20　甲賀北保育園（11:30　喫食）